

江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月9日

江別市長 三 好 昇

江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に新たにサテライトオフィスを設置する事業者に対し、サテライトオフィス設置推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市における魅力的な企業の集積を目指し、もって市民の市内における就業先及び働き方の選択肢の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (2) サテライトオフィス 本社機能（事業者の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、研究開発、情報処理等を行う機能をいう。）の一部を持った事務所又は事業者が拠点とする事務所（以下「拠点事務所」という。）から離れた場所に新たに開設する事務所であって、様々な通信機能等を整備することにより拠点事務所で行う業務を遠隔にて行うことができる事務所（単なる営業店舗を除く。）をいう。
- (3) 常勤雇用者 労働契約の期間の定めがなく、事業者に直接雇用されている者で、かつ、所定労働時間がフルタイムであり、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (4) 関連企業等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 事業者の親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下「親会社等」という。）
 - イ 事業者又は事業者の親会社等の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）
 - ウ 事業者の関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。）
 - エ アからウまでに類するものと市長が認めるもの

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に本社及び事業所を設置していないこと。
- (2) 法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 設置するサテライトオフィスの所有者又は賃貸人がサテライトオフィスを設置する

事業者の関連企業等に該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定するものをいう。）を行う者
- (2) 商品先物取引業（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第2項に規定するものをいう。）を行う者
- (3) 訪問販売（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。）、電話勧誘販売（同条第3項に規定するものをいう。）、連鎖販売取引（同法第33条第1項に規定するものをいう。）その他これらに類する方法による物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者
- (4) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定するものをいう。）を行う者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を営む者
- (6) 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (7) 前号に規定する者が役員を務める者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、その事業の内容が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある等の理由により補助金を交付することが不相当と認められる者（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業者が自己の事業の用に供するために、補助事業完了の日から3年以上操業を継続することが見込まれるサテライトオフィスを市内に新しく設置すること。
- (2) 補助金の交付決定があった日の属する年度の2月28日までに開設すること。ただし、事業者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完了することができないときは、遅滞なくその事由を明示して開設開始時期の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、事業者の意見を聴取した上で市が決定するものとする。
- (3) 開設するサテライトオフィスにおいて常勤雇用者が2人以上就労すること。
- (4) サテライトオフィスの設置が都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反しないこと。（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要とするものであって、別表のとおりとし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は北海道からこの要綱と同一の趣旨の補助金等を受けた場合又は受ける予定がある場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、1事業者につき500万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えてサテライトオフィスに供する物件の売買契約又は賃貸借契約締結後1か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 工事に係る図面、整備及び改修箇所が確認できる工事前の現場写真等
- (5) サテライトオフィスに供する物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (6) 申請者に関する次の書類

ア 法人登記履歴事項全部証明書

イ 定款の写し（原本と相違ない旨を記し、代表者印を押印したもの）

ウ 決算書の写し（直近2期分。設立1年未満の法人は事業計画書及び収支予算書）

エ 納税証明書（法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税）

オ 申請者の概要が確認できる資料（企業概要、パンフレット等）

カ 暴力団等の排除に関する誓約・同意書（第4号様式）

(7) その他市長が必要と認める書類等

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金の交付を決定したときは、江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付指令書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事業の計画変更の申請等)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付決定後、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに江別市サテライトオフィス設置推進補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の主要な部分を変更するとき。
- (2) 補助対象経費を変更するとき（補助対象経費の2割以内の減額を除く。）。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。

2 市長は、変更を承認したときは、その旨を江別市テレワーク施設整備運営補助金交付変更等承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。

3 第1項の承認により、変更が認められた場合であっても、当該変更に係る補助金の増額は、行わないものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象事業は、補助事業者がサテライトオフィスを開設し、かつ、補助対象経費の支払を終えたとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）に完了したものとみなし、補助事業者は、完了後、速やかに江別市サテライトオフィス設置推進補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第9号様式）
- (2) 収支決算書（第10号様式）
- (3) 取得財産等管理台帳（第11号様式）
- (4) 法人等設立・開設申告書の写し
- (5) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類（銀行振込受領書、領収書等）の写し
- (6) 補助対象事業により整備したサテライトオフィスの現況写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、江別市サテライトオフィス設置推進補助金額確定通知書（第12号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、額の確定後において請求に基づき交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく、補助事業完了の日から3年以内にサテライトオフィスを休止又は廃止したとき。
- (2) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱に違反したと認められるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 前条第1号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合における交付した補助金の返還額は、次の表の左欄に掲げる期間に応じて、右欄に掲げる割合を既に交付した補助金の額に乗じて得た額とする。

補助事業完了の日から1年未満	10分の10
補助事業完了の日から1年以上2年未満	10分の7
補助事業完了の日から2年以上3年未満	10分の4

3 前条第2号から第4号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合における交付した補助金の返還額は、既に交付した補助金の額とする。

(財産の処分の制限)

第14条 交付決定を受けた者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が1件50万円未満のものを除く。）を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助対象期間
施設整備経費	サテライトオフィスの整備に要する経費（改装に要する経費、電気、ガス、給排気、空調設備、トイレ等）	補助金の交付決定日から、サテライトオフィスの開設日まで
通信環境整備費	サテライトオフィスにおける通信環境の整備に要する経費（W i - F i、L A N環境の構築のための機器の購入、設置工事等）	
什器・機器導入費	サテライトオフィスにおける事業の用に供する什器及び機器の導入に要する経費（机、イス、パソコン、プリンタ、コピー機等）	
賃借料	サテライトオフィスを賃借するために要する経費（共益費を含む。）。ただし、敷金、礼金、保証金その他これに類する経費を除く。	補助金の交付決定日から、同一年度内の連続した6か月

（宛先）江別市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付申請書

年度 江別市サテライトオフィス設置推進補助金の交付を受けたいので、江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

補助事業の目的及び概要	
補助事業の事業費の総額	円
補助金交付申請額	円

添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 工事に係る図面、整備及び改修箇所が確認できる工事前の現場写真等
- (5) サテライトオフィスに供する物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (6) 申請者に関する次の書類
 - ア 法人登記履歴事項全部証明書
 - イ 定款の写し（原本と相違ない旨を記し、代表者印を押印したもの）
 - ウ 決算書の写し（直近2期分。設立1年未満の法人は事業計画書及び収支予算書）
 - エ 納税証明書（法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税）
 - オ 申請者の概要が確認できる資料（企業概要、パンフレット等）
 - カ 暴力団等の排除に関する誓約・同意書（第4号様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類等

※ 補助金交付申請額は、千円未満の端数を切り捨てた額としてください。

第2号様式（第7条関係）

事業計画書

事業分野		
申請者の概要	所在地	
	名称	
	代表者	
	設立年月日	
	従業員（会員）数	
事業の概要	<p>(1) 事業の目的</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>(3) 事業の実施日程</p> <p>事業開始予定年月日 年 月 日</p> <p>事業完了予定年月日 年 月 日</p>	
事業計画	年・月	内 容

第3号様式（第7条関係）

収 支 予 算 書

(1) 収 入

区 分	予 算 額	備考（借入金・補助金の名称等）
自己資金		
借入金		
国補助金		
市補助金		
その他		
合 計		

(2) 支 出

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

(3) 補助金申請額

総事業費	補助対象額	補助金申請額
円	円	円

年 月 日

（宛先）江別市長

住 所
氏 名

暴力団等の排除に関する誓約・同意書

江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付要綱第7条の規定により、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、下記の該当の有無を確認するために、江別市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が北海道警察に提供されることについて同意します。

記

- (1) 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営を実質的に支配している団体等
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している団体等
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している団体等
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- (7) 前各号のいずれかに該当する団体等であることを知りながら当該団体等と取引をしている団体等

以上

江別市指令第 号
年 月 日

江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付指令書

様

江別市長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった江別市サテライトオフィス設置推進補助金については、一金 円を交付します。
ただし、次の事項を厳守してください。

記

- 1 江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付要綱を遵守すること。
- 2 この補助金を請求するときは、この指令書の写しを添付すること。

第6号様式（第9条関係）

江別市サテライトオフィス設置推進補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）江別市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け江別市指令第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付要綱第9条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

変 更 内 容		
変更（中止・廃止）理由		
事業費の総額	変更前	円
	変更後	円
補助金交付決定額		円
補助金変更交付申請額		円
変更（中止・廃止）予定年月日		年 月 日
添付書類	1 変更後の事業計画書（第1号様式） 2 変更後の収支予算書（第2号様式） 3 変更事項に関する証ひょう書類 4 その他市長が必要と認める書類	

※ 補助金変更交付申請額は、千円未満の端数を切り捨てた額としてください。

江別市指令第 号
年 月 日

江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付変更等承認通知書

様

江別市長

㊞

年 月 日付けで申請のあった江別市サテライトオフィス設置推進補助金
変更（中止・廃止）承認申請書について、江別市サテライトオフィス設置推進交付要綱第
9条の規定に基づき、下記のとおり（承認・承認し、交付決定金額を変更）したので通知
します。

記

1 変更等承認内容

2 変更後の補助金額

円

第8号様式（第10条関係）

江別市サテライトオフィス設置推進補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）江別市長

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日江別市指令第 号で補助金の交付を受けた補助事業について、次のとおり事業が完了したので、江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付要綱第10条の規定に基づき報告いたします。

補助金交付額	円
補助事業決算額	円
補助事業内容	

添付書類

- (1) 事業報告書（第9号様式）
- (2) 収支決算書（第10号様式）
- (3) 取得財産等管理台帳（第11号様式）
- (4) 法人等設立・開設申告書の写し
- (5) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類（銀行振込受領書、領収書等）の写し
- (6) 補助対象事業により整備したサテライトオフィスの現況写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

第9号様式（第10条関係）

事業報告書

補助事業の名称	
事業実施者名	
事業の成果	
事業の経費の決算額	円
補助金交付決定額	円
事業の完了年月日	年 月 日

第10号様式（第10条関係）

収 支 決 算 書

(1) 収 入

区 分	予算額	決算額	差 引 増減額	備考（借入金・補助 金の名称等）
自己資金				
借 入 金				
国補助金				
市補助金				
そ の 他				
合 計				

(2) 支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増減額	備 考
合 計				

(3) 補助金交付額

総事業費	補助対象額	補助金交付額
円	円	円

第 1 1 号様式 (第 1 0 条関係)

取 得 財 産 等 管 理 台 帳

事業者名 : _____

(単位 : 円)

財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管 場所	備考

(注)

- 1 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
- 2 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

第 号
年 月 日

江別市長

印

江別市サテライトオフィス設置推進補助金額確定通知書

年 月 日付け江別市指令第 号に基づき交付決定した補助事業について江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付要綱第11条の規定により審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

- 1 補助金名 江別市サテライトオフィス設置推進補助金
- 2 補助対象事業費 円
- 3 補助金確定額 円